依存への傾斜と脱却

役割理論から考える犯罪学

今日の服装、なぜそれを選んだの？

とりあえず、**なぜ**かを自分で振り返ってみてください…

自分を装う（化粧・ファッション）

- 誰に向けたメッセージなのか？
- 誰の声が聞こえているのか？
- そもそも、なぜ、気になるのか？

- **そして、あなたは「誰」なのか？**

役割理論

- 人は自分がどう見られているかを常に気にしている
  （見られている自分＝他我・Me）（気にしている自分＝I・自我）
- Meとは、自分(I)が被っている仮面（ペルソナ）
- そのMeに何をさせるかについて、Iは慎重な見極めを行っている
- つまり、人の行為は、社会の「期待」の反映である。
- G.H.ミードの着想から広がった、社会心理学上の概念体系
- 条件付～社会的学習理論との親和性→ラベリング理論

役割期待
Role expectation

- どこかからの「期待」を聞き取る
- 明確ではないけど、なんとなくそうすべきだというような指示を受けているように感じる
- or 明確に「誰か」の口を借りて伝えられることもある…
  （もう、お姉ちゃんなんだから～しなさい！）
  （～学生なんだから頑張らないとね）
  （～ちゃんはカワイイよねえ）

役割取得
Role taking

- 「期待」として受け取った役割を自分自身の役割として取得し、承認し、採用する受容プロセス（cf. おためし行動）
- 期待に対して反発することもあるが、反発する行動自体が周りの持つ自分に対するイメージの反復となってしまう（泥沼）
- 取得したら「役割意識」を形成する
  自分自身と周りのイメージに見られる自分とを一致させようとするが、同時に葛藤を生じる（倫理的葛藤問題）

役割演技
Role playing

- 役名の数だけ、ペルソナや役割意識はある
- 「わたしは～だから、～する…」という形式の意識的行為を実施する（Meに演技させる）
- たとえば「わたしはお姉ちゃんだから、～しなくちゃ」とお姉さんぶる…
- 「わたしは～だ」が、結果的に社会的に承認される…
  「わたし」という存在の「承認」（承認欲求の充足）

人には複数の役割がある

- 単一の人は、同時に複数のペルソナを持つ。娘というペルソナ、姉というペルソナ、親友というペルソナ、ライバルというペルソナ、同級生というペルソナ、上級生というペルソナ、お客というペルソナ、アルバイト店員というペルソナ…
- 一つのペルソナは、あなたのすべてを表現するものではない
- けれども、ある部分社会では、その役割面だけであなたは判断されるし、すでにされてしまっている（承認されたあなたとあなた自身の間には大きなズレがある）

役割／ペルソナの付け替え戦略

- 先制して「わたしって～じゃないですかあ…」と主張する
- この場合の～は、あなた(I)が演出したいMeの姿
- あなたは何とかして役割期待を操作しようとして努力を続ける
- 成功/不成功にかかわらず、その行為自体があなたの役割演技
- 役割というペルソナは社会的存在であり、社会的な理由から援用されているラベルなので、個人で退けるのは難しい

ネガティブな役割の受容、演技

- たとえば不良レッテルを貼られる場合、レッテルは外見から始められる…その外見は「ファッション」であり、そのファッションをあなたはなぜ選んだのか？という問いが成立する
- なぜ「不良」はみな同じようなファッションを踏襲するのか？
- 「不良」の暴力的傾向も、ファッションの一種ではないか？
- 「ファッション」への依存傾向もあり得る→依存症

シンボリック相互作用論
（象徴的相互作用・ラベリング論）

- 社会において通用する「ラベル」を介した相互作用
- 自己実現的予言（自分は～だ→～という演技を行う）
- 予言や呪いとして与えられた行動が実際に生じてしまう
- 第1次逸脱→社会からの反作用を受ける→逸脱的傾向性を形成→第二次的逸脱（＝逸脱者の誕生）
- H.S.ベッカーによるフィールドワーク＝エスノメソドロジー（参与観察）

叱り方講座

- 子どもを叱る際は、ネガティブな役割期待につながるものは表現すべきではない（そんなことやってると不良になるよ！）（いっつもぐずねえ！）（ほんとダメな子ね！）
- 誰かを当て馬にした叱り方は厳禁（ほら、そんなことするとあのおじさんにおこられるよ！）
- 暴力（叩いたり、殴ったり）はダメ
- それぞれが役割期待として、役割取得の段階が生じてしまう

暴力的傾向という役割文化の取得

- 役割の体系は、一種の文化的体系であり、取得した行動態様は文化体系の中に位置づけられる（文化人類学の研究対象）
- ジェンダーの規範などもこうした役割文化にもとづく行動規範
- 暴力行為という役割演技でも、実は文化的コードとして「暴力を振るう」という期待が、文化的規範として取得されている
- 暴力に対する受容性が高く、意識抵抗値が低いパーソナリティの形成（倫理的葛藤の解決手段として暴力を選択しやすい）

児童虐待の連鎖

- 児童虐待を起こして問題になった親の多くが過去に児童虐待の被害者だった
- 暴力的傾向を示す受刑者の多くに、少年期における性暴力等の被害経験があった
- 刑務所や少年院での回復プログラムは、隠蔽されている対象者の被害経験の「表出」と「見つめなおし」を主たる目的とする
- 加害者＝被害経験者による、治療共同体の形成へ（薬物依存の回復プログラムとも共通性がある）

第1-5-1図 不慮の事故による死亡数（30歳未満）

(1)推移

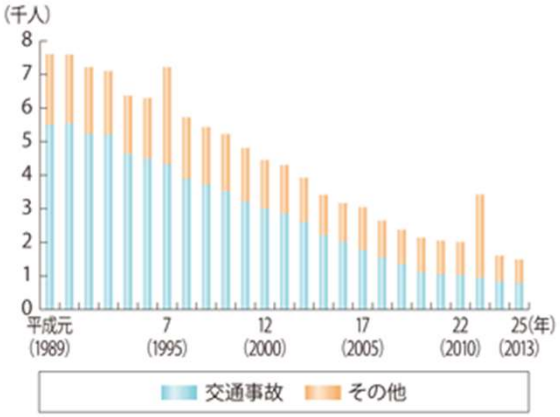

(2)年齢階級別構成割合(平成25年)

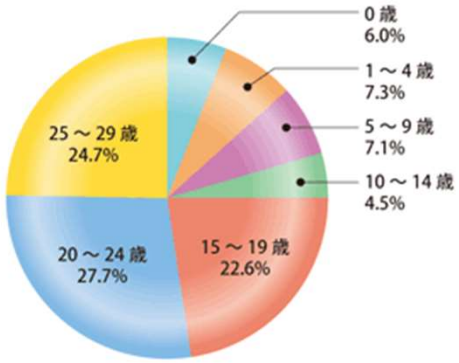

(3)事故区分別構成割合(平成25年)

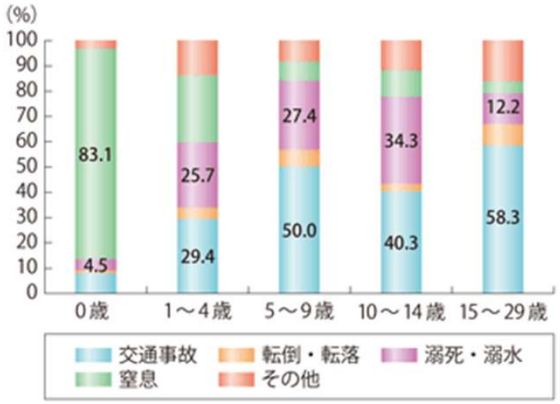

(出典) 厚生労働省「人口動態統計」

安全な子どもたち

- 被害者としての子どもは、しばしば報道などで強調されるが、現実の統計上は、子どもの被害は減っている。
- 一方で、報道での子どもへの言及は、しばしば過剰となり、「厳罰化」政策への転換に利用される。
- 加害者としての子どもも量的に激減しているが、「モラル・パニック」のターゲットとなりやすい→過剰な報道

サブカルチャー理論

- 「近頃の若いもんは…」→異文化としての子ども？
- 犯罪・非行は、中心文化に対する副次文化の体系として存在しており、それへの接触の頻度や深さにより、犯罪・非行の行動を「学習」する。
- 移民文化などの文化葛藤を一定程度説明できる点に期待。
- 文化体系への帰属の問題であり、善悪の判断とは別次元？

非行漂流（ドリフト）理論

- 少年期の非行は、人生のエピソード
- 少年期には、合法的な行動態様と非合法な行動態様の間を漂流
- 非行が多発する年齢のピークについての若干の変動はあるが、「非行の低年齢化」といった言説に大きな意味はない
- むしろ、当該文化での青少年一般の生育過程の影響が大きい
- 非行少年自身は、文化的な価値体系をすでに意識している

3-1-1-3図 少年による刑法犯 非行少年率の推移

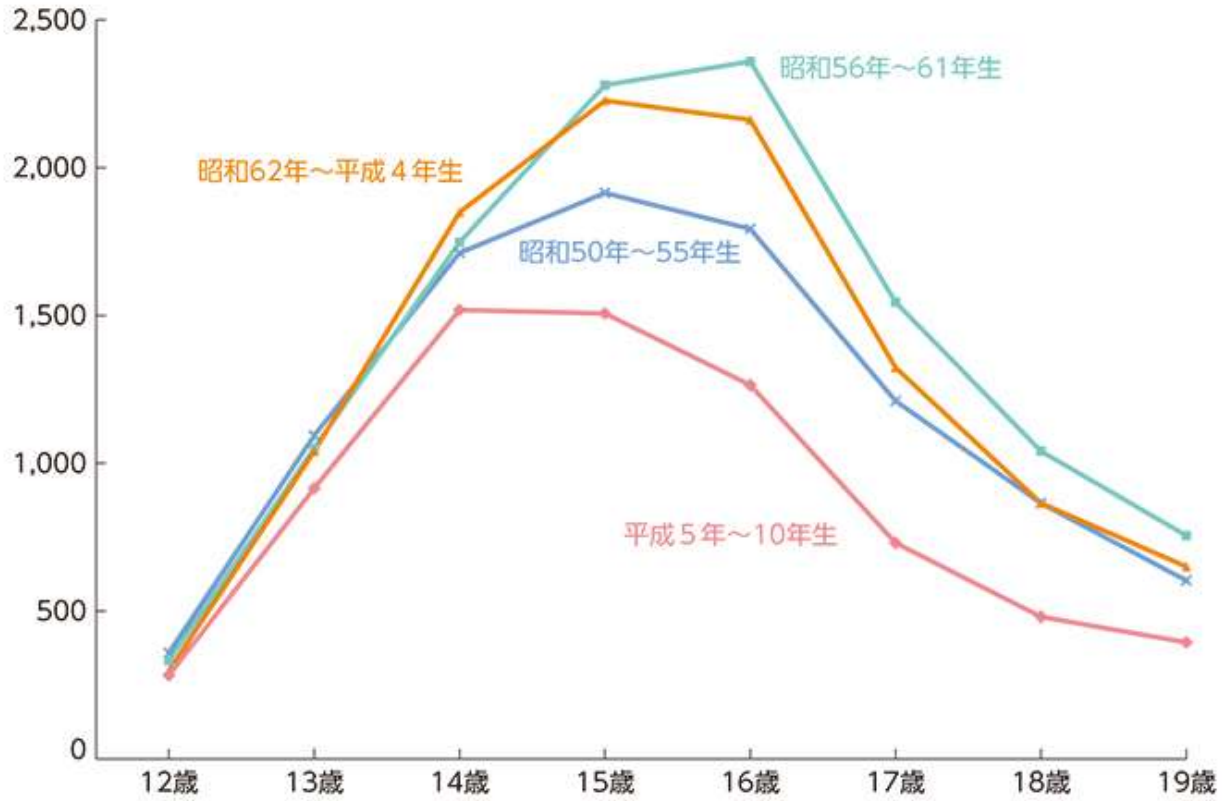

注　1　警察庁の統計，警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
　　2　犯行時の年齢による。ただし，検挙時に20歳以上であった者を除く。
　　3　「非行少年率」は，各世代について，当時における各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいい，平成14年から26年の検挙人員については，危険運転致死傷によるものを含む。

中和の技術

- **【責任の否定】**
  自分はある環境に巻き込まれたのであって、自分には責任がない
- **【加害の否定】**
  これは遊びやふざけであるので、たいしたことではない
- **【被害の否定】**
  これは、相手が受けて当然の攻撃であって、相手にこそ責任がある
- **【非難者の非難】**
  こうした行為を非難する者も問題含みであり、非難する資格はない
- **【より高度の忠誠への訴え】**
  忠誠を誓うべき秩序や大義が荒らされているのだから、見逃せない

1-1-1-1図　刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移

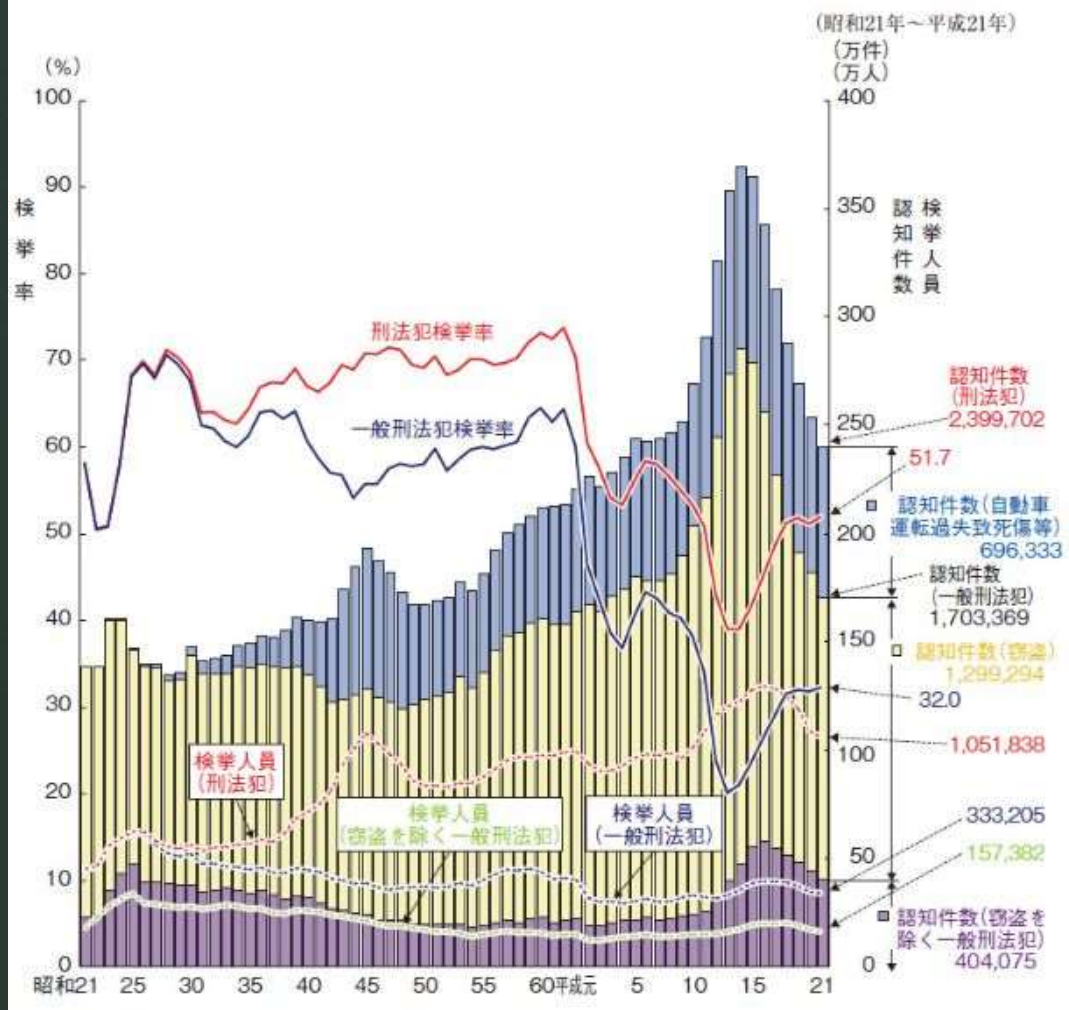

注 1　警察庁の統計による。
2　昭和30年以前は，14歳未満の少年による触法行為を含む。
3　昭和40年以前の一般刑法犯は，業過を除く刑法犯である。

3-1-1-1図 少年による刑法犯等 検挙人員・人口比の推移

① 刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等

(昭和21年～平成29年)

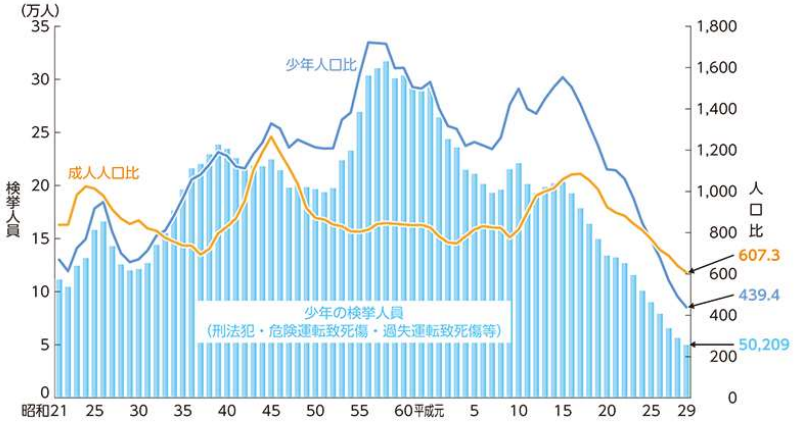

② 刑法犯

(昭和41年～平成29年)

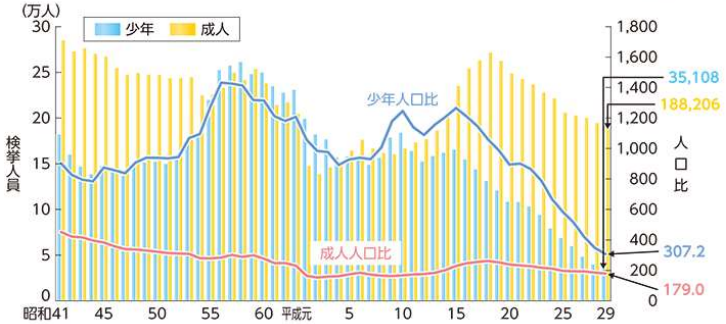

注 1 警察庁の統計，警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
2 犯行時の年齢による。ただし，検挙時に20歳以上であった者は，成人として計上している。
3 触法少年の補導人員を含む。
4 「少年人口比」は，10歳以上の少年10万人当たりの，「成人人口比」は，成人10万人当たりの，それぞれの検挙人員である。
5 ①において，昭和45年以降は，過失運転致死傷等による触法少年を除く。
6 ②において，平成14年から26年は，危険運転致死傷を含む。

4-4-5-1図　少年新受刑者数の推移

（昭和41年～平成16年）

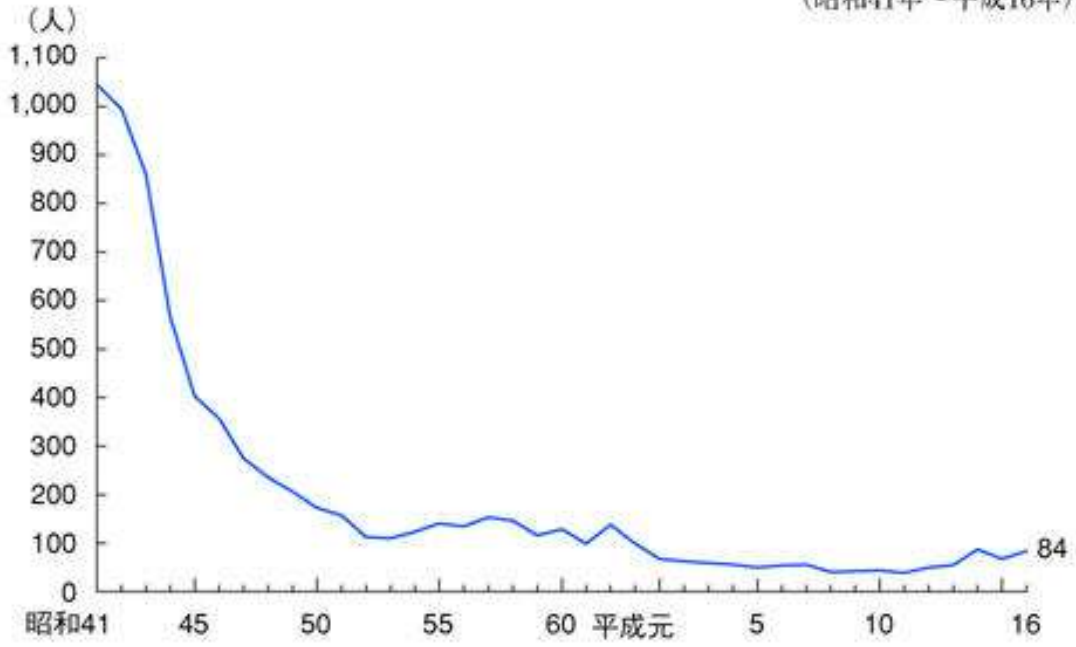

注　矯正統計年報による。

① 殺人

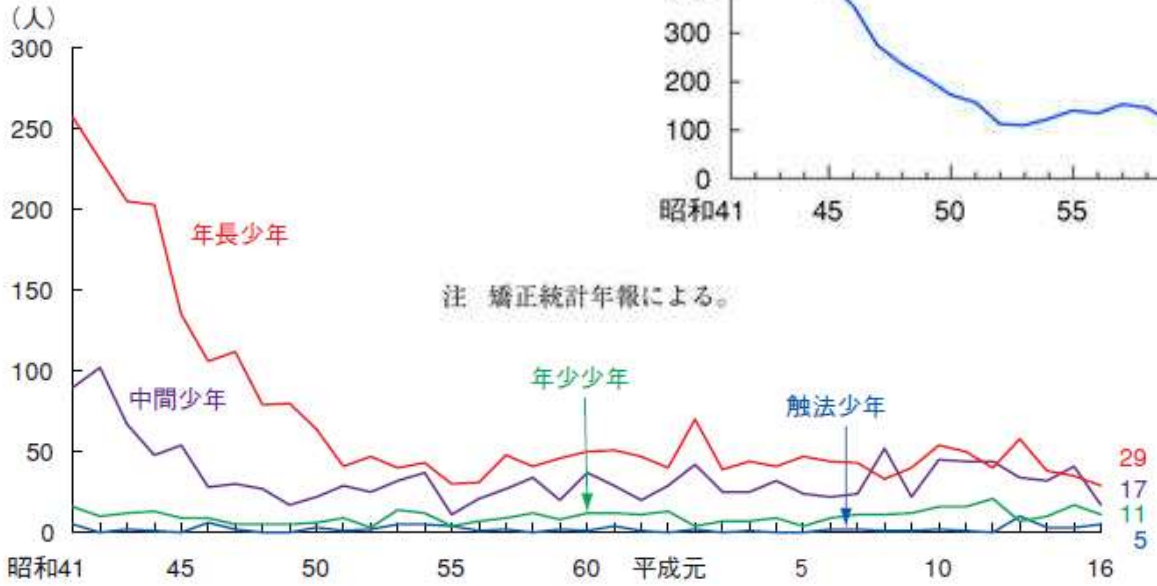

児童虐待の現代性

- 「家庭が養育」モデルは、比較的最近の現象
- 学校に対する過剰な社会的期待 / 養育機能喪失機会の増大
  （養育機能の担い手が家庭に集中し、全体として弱まる）
- 一方で、子どもの死亡・傷害事例は戦後以降、減少の一途
- 報道事例の増大によるイメージと、政策的意図
  逆に社会の中でマイノリティと化した子どもという存在
- マイノリティとしての排除現象＝保育園建設争議、ベビーカー

権利主体としてみた子どもと児童虐待

- 近代は子どもを養育・保護するべき対象として、その後権利主体として承認した（「子どもの誕生」～子どもの権利条約）
- 養護の単位としての「家庭」もまた近代の産物であり、核家族はその後期に一部地域に生じた現象～虐待の問題化
- 少子化でマイノリティ化した子ども、子育て世代へのポジティブアクション（結果の平等に向けた是正措置）の必要性
- 養護機能の家庭への過度の集中と、脆弱な社会的養護体制
  処罰感情表出に利用されている状況を解消すべき
  依存の一種なので、処罰しても解決しない→**文化**と**政策**

依存と自立

- 何にも依存せずに「自立している人」はいない。
- 依存できるものが多いと自立していると**誤解**する。
- 依存先を増やすことで、個々の依存の強度を分散させる。
- 単一の依存先に強く依存する＝依存症
- 熊谷晋一郎さんの障害者論

依存症の分類

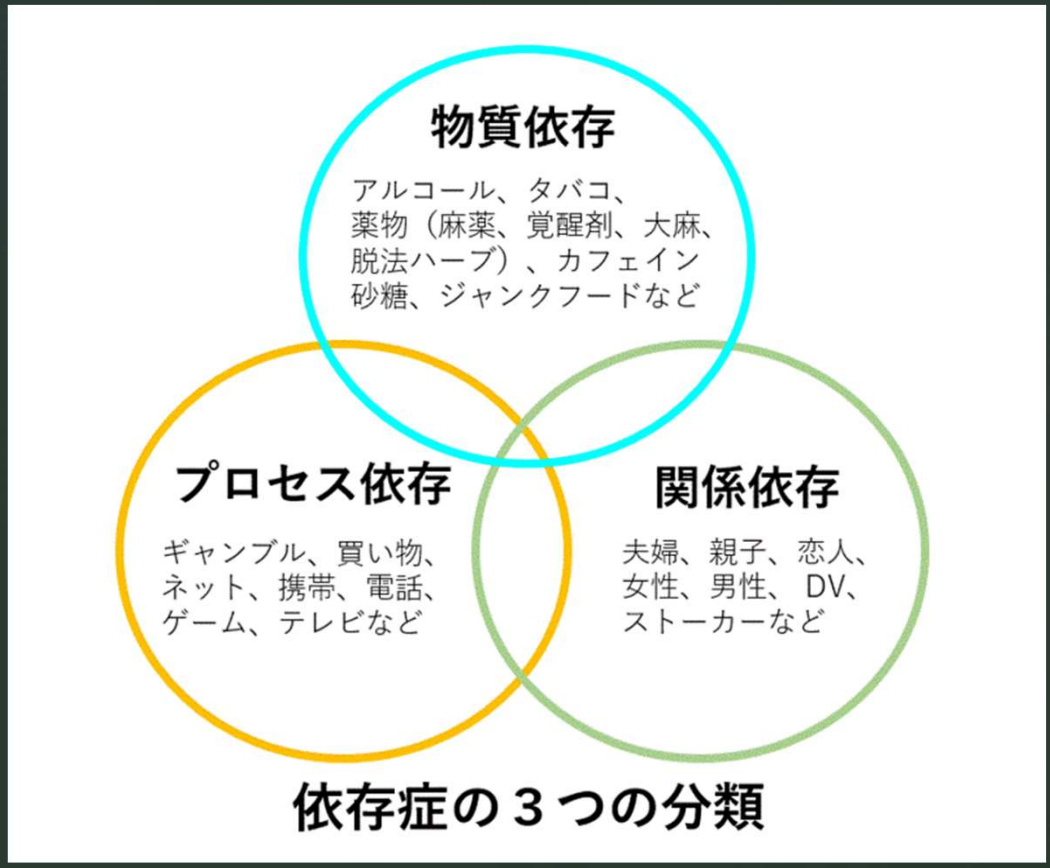
物質依存
アルコール、タバコ、
薬物（麻薬、覚醒剤、大麻、
脱法ハーブ）、カフェイン
砂糖、ジャンクフードなど
プロセス依存
ギャンブル、買い物、
ネット、携帯、電話、
ゲーム、テレビなど
関係依存
夫婦、親子、恋人、
女性、男性、 DV、
ストーカーなど
依存症の３つの分類

依存症からの脱却（ワークショップ）

12のステップ

1. 私たちはアルコールに対し無力であり、思い通りに生きていけなくなっていたことを認めた。
2. 自分を超えた大きな力が、私たちを健康な心に戻してくれると信じるようになった。
3. 私たちの意志と生き方を、自分なりに理解した神の配慮にゆだねる決心をした。
4. 恐れずに、徹底して、自分自身の棚卸しを行ない、それを表に作った。
5. 神に対し、自分に対し、そしてもう一人の人に対して、自分の過ちの本質をありのままに認めた。
6. こうした性格上の欠点全部を、神に取り除いてもらう準備がすべて整った。
7. 私たちの短所を取り除いて下さいと、謙虚に神に求めた。
8. 私たちが傷つけたすべての人の表を作り、その人たち全員に進んで埋め合わせをしようとする気持ちになった。
9. その人たちやほかの人を傷つけない限り、機会あるたびに、その人たちに直接埋め合わせをした。
10. 自分自身の棚卸しを続け、間違ったときは直ちにそれを認めた。
11. 祈りと黙想を通して、自分なりに理解した神との意識的な触れ合いを深め、神の意志を知ることと、それを実践する力だけを求めた。
12. これらのステップを経た結果、私たちは霊的に目覚め、このメッセージを他の依存者に伝え、そして私たちのすべてのことにこの原理を実行しようと努力した。

絆（ボンド）：コントロール理論（ハーシー）

対話のフォーラム

修復的（Restorative）対話

- Restorative Justice（修復的司法）の重要な要素
- カンファレンス（会議体）
- 調停（Meditation）＝VOM
- Community Justice（共同体の強化）